

北海道におけるパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する申し合わせ

令和5年2月6日

北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議構成員

申し合わせ

政府関係大臣(内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)、日本商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長及び日本労働組合総連合会会長を構成員とした「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」は、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取組を普及・促進している。

本取組の拡大によってサプライチェーン全体で生産性を向上させ、その果実を働く人に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を伸ばし、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」につなげていくことが極めて重要である。

北海道においては関係機関の総力を結集し、「パートナーシップ構築宣言」をより一層普及促進し、親事業者と下請事業者の適正な商慣行の定着や労務費や原材料・エネルギーコストの適切な価格転嫁を推進する。

- パートナーシップ構築宣言を道内企業へ広く浸透させるため、各機関の所掌の範囲の中で周知等を行い、宣言企業の拡大を目指す。
- パートナーシップ構築宣言の実効性を確保するため、支援制度(※)、講習会・セミナーなど支援施策等の情報を広く発信する。

(※) 各構成機関の支援制度は別紙参照

■各構成機関の支援制度(インセンティブ等)**【北海道による支援措置等】＜新規＞****●低利な道制度融資の対象に追加**

- ・道の中小企業向け融資制度の中でも低利な貸付区分である『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象に追加する。

●補助金審査時の加点措置

- ・道内中小企業の新分野・新市場への進出を支援する補助金である「中小企業競争力強化促進事業費補助金」の採択審査時に加点措置を行う。

●プロポーザル方式による契約における加点措置（経済部）

- ・企画提案内容の審査時に加点措置を行う。

●官公需における優先発注

- ・官公需施策の推進において、宣言をした中小企業の受注機会の確保に努めるとともに、関係機関に対しても趣旨を周知し、同様の配慮を働きかける。

【農林水産省による支援措置等】＜新規／継続＞**●輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業〔加点措置〕＜継続＞****●食品原材料調達安定化対策事業〔加点措置予定〕＜新規＞**

- ・ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造事業者等に対し、原材料切替等の原材料調達先の多角化や製造ラインの効率化によるコスト削減等の取組を支援。

【国土交通省による支援措置等】＜新規＞**●モーダルシフト等推進事業〔加点措置〕**

- ・CO2の排出量の少ない鉄道、船舶輸送への転換（モーダルシフト）、省人化・自動化への転換・促進を支援。

【経済産業省による支援措置等】＜継続＞

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（14次）〔加点措置〕

- ・中小企業者等が直面する制度変更（働き方改革・賃上げ・インボイス導入等）等に対応するため、中小企業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援。

●事業再構築補助金（第8回）〔加点措置〕

- ・新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再構築、又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を支援。

●賃上げ促進税制〔必要要件〕

- ・継続雇用者の賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除。